

## 「デジタルコンテンツ創富力の強化に向けた懇談会」について 開催要綱（案）

### 1 目的

デジタルコンテンツの製作・流通は、国民生活の質の向上や新たな経済成長の実現に大きく貢献するものであり、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「世界のコンテンツ大国の地位確立、日本ブランドの浸透、価値向上による世界における競争力強化」の達成に向け、我が国のコンテンツ等のソフトパワーを活用し、「クール・ジャパン戦略の推進」を図ることとされている。また、総務省では、平成21年10月から、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討部会」を開催し、平成22年12月の最終取りまとめにおいて「デジタルコンテンツ創富力の強化」が提言されたところである。

加えて、昨今のユーザニーズの多様化・高度化、情報通信技術（ICT）の急速な進展等に伴い、電子書籍、携帯情報端末等による新たなコンテンツ利用形態や立体映像等の新たなコンテンツの普及・発展が急速に進展しているところである。

以上に鑑み、我が国コンテンツ産業の国際競争力の維持・強化による新たな成長の実現等のため、「デジタルコンテンツ創富力の強化」に向けた状況をフォローしつつ、技術進展等にも対応したコンテンツの製作・流通を促進するための諸方策について検討することを目的として、本懇談会を開催する。

### 2 名称

本懇談会は、「デジタルコンテンツの創富力の強化に向けた懇談会」と称する。

### 3 検討事項

- (1) コンテンツ海外展開の在り方
- (2) コンテンツ人材の育成強化
- (3) コンテンツ資産の利活用促進
- (4) コンテンツ利活用による経済活性化
- (5) コンテンツ流通環境の整備 等

### 4 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、総務副大臣（情報通信担当）が主催する。
- (2) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本懇談会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、本懇談会を招集し、運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 本懇談会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、本懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 開催期間

本懇談会は、平成23年2月から同年6月までを目途として開催する。

6 庶務

本懇談会の庶務等は、情報流通行政局情報通信作品振興課が関係課の協力を得て行う。